

## 鳥取県訓令第9号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 雑則（第35条・ <u>第36条</u> ） 附則  （定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（ <u>総務部行財政改革局自治研修所</u> 、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び <u>農林水産部農林総合研究所</u> を除く。）、鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。 （3） 略 （4） 地方機関等 地方機関、 <u>総務部行財政改革局自治研修所</u> 、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び <u>農林水産部農林総合研究所</u> をいう。 （5） 略	目次 第1章～第3章 略 第4章 雑則（第35条） 附則  （定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（ <u>総務部自治研修所</u> 、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び <u>農林水産部和牛全共室</u> を除く。）、鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。 （3） 略 （4） 地方機関等 地方機関、 <u>総務部自治研修所</u> 、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び <u>農林水産部和牛全共室</u> をいう。 （5） 略

(総括安全衛生管理者)

第5条 本庁及び別表に掲げる地方機関に、法第10条第1項に規定する業務を行わせるため、総括安全衛生管理者を置く。

2 略

(安全管理者)

第6条 別表に掲げる地方機関に、法第11条第1項に規定する業務を行わせるため、安全管理者を置く。

2及び3 略

(衛生管理者)

第7条 略

2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局福利厚生室長(以下「福利厚生室長」という。)が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3及び4 略

(産業医)

第9条 略

2 産業医は、福利厚生室長が指名した者をもって充てる。

3及び4 略

(総合委員会の組織)

第12条 略

2 略

3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は総務課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

4 略

(職域委員会)

第15条 略

2 別表に掲げる地方機関に、法第17条第1項各号及び法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、知事に意見を述べさせるため、安全衛生委員会を置く。

(総括安全衛生管理者)

第5条 本庁及び別表第1に掲げる地方機関に、法第10条第1項に規定する業務を行わせるため、総括安全衛生管理者を置く。

2 略

(安全管理者)

第6条 別表第1に掲げる地方機関に、法第11条第1項に規定する業務を行わせるため、安全管理者を置く。

2及び3 略

(衛生管理者)

第7条 略

2 衛生管理者は、本庁にあっては福利厚生室長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3及び4 略

(産業医)

第9条 略

2 産業医は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下に定める者とする。

3及び4 略

(総合委員会の組織)

第12条 略

2 略

3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は管財課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

4 略

(職域委員会)

第15条 略

2 別表第1に掲げる地方機関に、法第17条第1項各号及び法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、知事に意見を述べさせるため、安全衛生委員会を置く。

3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は総務課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生室長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

(事後措置)

第29条 所属長は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄に定める措置をとるものとする。

略

第4章 雑則

(準用規定)

第35条 知事は、他の任命権者から所属職員に係る安全及び健康の確保に関する事務について要請を受けた場合には、当該職員を第2条第1号の職員とみなしてこの訓令を準用することができる。

(委任)

第36条 略

別表(第5条、第6条、第15条関係) 略

3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は管財課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生室長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

(事後措置)

第29条 総務部長は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄に定める措置をとるものとする。

略

第4章 雑則

(委任)

第35条 略

別表第1(第5条、第6条、第15条関係) 略

別表第2(第9条関係)

区分	産業医
1 本庁、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所	福利厚生室長が指名する医師
2 鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域内に置かれた地方機関等	鳥取保健所長の職にある者
3 倉吉市及び東伯郡の区域内に置かれた地方機関等	倉吉保健所長の職にある者
4 米子市、境港市及び西伯郡の区域内に置かれた地方機関等(総合療育センターを除く。)	米子保健所長の職にある者
5 日野郡の区域内に置かれた地方機関	日野保健所長の職にある者

	6 総合療育センター	総合療育センター院長が医師である所属職員のうちから指名する者
--	------------	--------------------------------

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。